

# 第2次札幌市アイヌ施策推進計画

(案)

## < 目 次 >

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 背景	1
(2) 趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 アイヌ民族の現状と最近の動き	
1 アイヌ民族の先住民族としての歴史	3
2 近世以降の歴史的経緯	3
3 アイヌ民族の生活・教育等の状況	4
4 アイヌ民族の伝統文化の保存・継承・振興等	4
5 アイヌ民族を取り巻く最近の動き	5
第3章 現状と課題	6
1 現状	6
(1) 前計画の実施の現状	6
ア 前計画の概要	7
イ 施策目標1 市民理解の促進	7
ウ 施策目標2 伝統文化の保存・継承・振興	8
エ 施策目標3 生活関連施策の推進	9
(2) 意見交換会	10
(3) 令和2年度市民意識調査	10
2 課題	11
3 今後の方向性	11
(1) 改定に当たっての基本的な視点	11
(2) 指標の設定	12
第4章 基本理念と施策目標	13
1 基本理念	13
2 施策目標	13
(1) アイヌ文化の保存・継承・振興	13
(2) アイヌ民族に関する理解の促進	14
(3) 地域交流等の促進	14
(4) 産業等の振興	14
(5) 生活関連施策の推進	14

第5章 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・（作成中）

- 1 計画体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 施策目標の達成に向けた具体的な取組・・・・・・・・・・
- (1) 施策目標1 アイヌ文化の保存・継承・振興・・・・・・・・
- ア 推進施策1 アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生・・・・・・・・
- イ 推進施策2 アイヌ文化の継承と人材育成・・・・・・・・
- (2) 施策目標2 アイヌ民族に関する理解の促進・・・・・・・・
- ア 推進施策1 伝統文化の啓発活動の推進・・・・・・・・
- イ 推進施策2 アイヌ民族の歴史の尊重と教育施策の充実・・・・・・・・
- (3) 施策目標3 地域交流等の促進・・・・・・・・
- ア 推進施策1 札幌市アイヌ文化交流センターの管理運営と機能の充実・・・・・・・・
- イ 推進施策2 地域交流等の機会創出・・・・・・・・
- (4) 施策目標4 産業等の振興・・・・・・・・
- ア 推進施策1 アイヌ文化のブランド化推進・・・・・・・・
- イ 推進施策2 アイヌ文化関連の観光プロモーション・・・・・・・・
- (5) 施策目標5 生活関連施策の推進・・・・・・・・
- ア 推進施策1 生活環境等の整備・・・・・・・・

第6章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・（作成中）

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・

<資料>・・・・・・・・・・・・・・・・・・（作成中）

- 1 札幌市アイヌ施策推進委員会について・・・・・・・・
- 2 パブリックコメントの結果と市の考え方・・・・・・・・
- 3 意見交換会の概要・・・・・・・・

# 第1章 計画の策定

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 背景

平成19年(2007年)9月、国連総会で、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。この宣言は、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針として、先住民族が有する権利や自由について規定しました。

そして、平成20年(2008年)6月、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。この決議では、上記宣言をアイヌ民族の長年の悲願を映したものとして、政府がアイヌ民族を「先住民族」と認め、これまでのアイヌ政策のさらなる推進に関する施策を講ずべきこととしました。

この決議の後、アイヌ政策の基本的な考え方などについて、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書がまとめられました。この報告書を基に、アイヌ政策に関する推進体制の整備の一環として、平成21年(2009年)12月に「アイヌ政策推進会議」が設置され、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進する体制が確保されました。

こうした世界や国の動向を踏まえ、平成22年(2010年)9月、札幌市が取り組んでいくべきアイヌ施策の方向性や、具体的な取組の内容を体系的に整理し、「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。そして、計画の目的として定めた「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」に向けて、様々な取組を行ってきました。

本市が同計画を策定して以降も、アイヌ政策推進会議では、平成30年(2018年)12月に至るまで、「民族共生の象徴となる空間」の整備や、アイヌ政策に関する新たな立法措置に向けた協議が継続的に進められました。そして、平成9年(1997年)7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に代わる、幅広いアイヌ政策の実施に向けた立法措置として、令和元年(2019年)5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」という。)が施行されました。

### (2) 趣旨

前計画の策定から、本市では、アイヌ民族の伝統文化を体験する機会の創出や、アイヌ民族の伝統文化に関する情報発信事業の実施など、様々な取組を行ってきましたが、令和2年(2020年)に至り、計画期間が満了となる時期を迎えました。

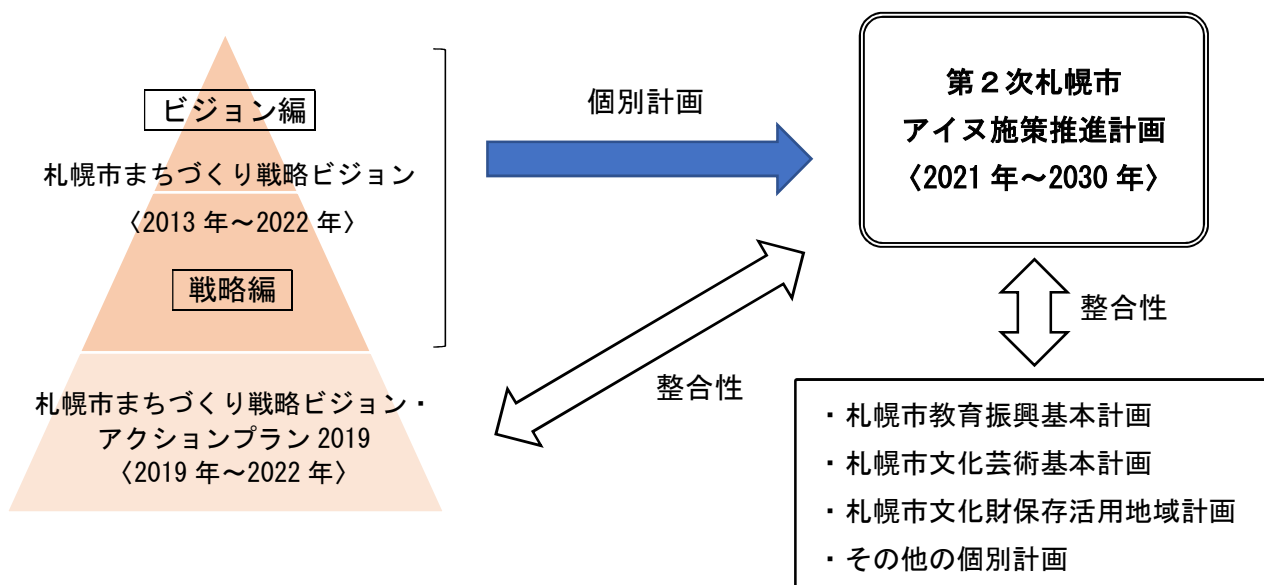
前計画の計画期間となる10年の間、特に令和元年(2019年)5月にアイヌ施策推進法が施行され、新たなアイヌ施策の基本理念や基本方針が示されたことにより、アイヌ施策を推進していくための社会環境にも変化が生じました。

こうした状況の変化を受けて、本市のアイヌ施策の基本的な考え方と方向性を改めて整理し、その施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>」に定めた7つのまちづくりの分野の内、「地域」の分野に関する個別計画として策定するものです。

また、同ビジョンの中期実施計画として令和元年度（2019年度）に策定した「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」や、その他の関連する個別計画との整合性を図りながら、本計画を推進していきます。



## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

## 第2章 アイヌ民族の現状と最近の動き

### 1 アイヌ民族の先住民族としての歴史

アイヌ民族は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であり、独自の言語や文化を育んできました。人類学的な研究によって、アイヌ民族の形質や遺伝的な特徴の中には、縄文時代まで遡るものがあることが明らかとなっています。札幌市内にも、縄文時代、続縄文時代、擦文時代、さらに中世から近世に至るアイヌ民族の遺跡が多数存在しています。

また、古くから和人との関わりがあり、とりわけ鎌倉時代以降は交易が盛んとなって、相互の文化に影響を与えました。交易の拡大に伴い和人の移住者が増えると、コシヤマインの戦い（長禄元年、1457年）等の抗争が起るようになりましたが、16世紀半ばには、道南の和人勢力を統一した蠣崎氏とアイヌ民族が講和し、交易が続けられました。

### 2 近世以降の歴史的経緯

蠣崎氏から苗字を改めた松前氏が、慶長9年（1604年）に徳川家康から黒印状を受け、蝦夷地における交易の独占権を与えられると、商場における交易の条件等が次第にアイヌ民族に不利なものとなったため、和人に対する不満が高まり、寛文9年（1669年）には、シヤクシャインに率いられたアイヌ民族が松前藩に対し戦いを起こしました。戦いは、シヤクシャインが和平協議の場で殺されたことにより鎮静化し、これを契機として和人の勢力が伸張したため、アイヌ民族は、場所請負制の下で過酷な労働等により疲弊しましたが、なお独自の文化を保持、発展させてきました。

札幌の市域を含む石狩川下流域は、秋鮭等の資源が豊富で、アイヌ民族のコタンが多数存在しましたが、場所請負人による酷使や疱瘡の流行等により、幕末までにアイヌ民族の人口が急減しました。

明治維新に伴い、政府は蝦夷地を北海道と改称し、本格的な統治と開拓を行うため、明治2年（1869年）に開拓使を設置しました。政府の政策により和人が大規模に北海道へ移住したため、アイヌ民族は、生活及び文化に深刻な打撃を受けるようになりました。近代的な土地所有制度の導入により、狩猟、漁撈、採集などの場を狭められ、さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり、貧窮を余儀なくされました。また、政府の同化政策により、アイヌ民族独自の文化が制限・禁止され、アイヌ語を話す機会が減少することとなり、非常に多数の和人移住者の中で、アイヌ民族は様々な局面で差別の対象となりました。明治32年（1899年）には、北海道旧土人保護法が施行されましたが、アイヌ民族の窮状を十分改善するには至りませんでした。

第2次世界大戦後は、社会保障・福祉制度の整備等に伴い、アイヌ民族の生活や教育等に関する特別の施策は実施されなくなりましたが、生活の格差や差別の問題は残ったままでした。しかしながら、アイヌの人々は、アイヌ民族の尊厳を確立するため、その社会的

地位の向上と文化の保存・伝承及び発展を図る活動を、国内外で展開してきました。札幌市には、古くから居住しているアイヌ民族に加え、道内各地からアイヌ民族が転入しており、(社)北海道アイヌ協会札幌支部をはじめとして、様々な活動を行っています。

### 3 アイヌ民族の生活・教育等の状況

北海道は、昭和36年(1961年)から国の支援の下に、アイヌ民族の福祉向上施策を実施しました。その後、数度にわたり、北海道において、アイヌ民族の生活実態調査を実施しましたが、依然として生活の格差や差別がある実態が明らかにされ、4次にわたるウタリ福祉対策や、第1次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を実施してきました。平成21年度(2009年度)には、第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定し、生活の安定・向上、生活環境などの改善、教育の充実、雇用の安定、農林漁業の振興、中小企業の振興、民間団体の活動の促進のための具体的施策を実施しています。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが平成20年(2008年)に実施したアイヌ民族生活実態調査によると、アイヌ民族の世帯の中で生活保護を受けている世帯の割合は5.2%であり、平成18年度(2006年度)の全道平均(3.5%)の約1.5倍、全国平均(2.1%)の約2.5倍となっており、生活ぶりについては、7割以上が「苦しい」又は「多少困る」と回答しています。また、大学進学率は、30歳未満の世代でも20.2%であり、同世代の全国平均42.2%と比較して20%以上低くなっており、上の学校への進学をあきらめた理由の約4分の3が「経済的な理由」となっています。このように、アイヌ民族と一般市民との間には、生活や教育の面で、いまだに格差が存在しています。

### 4 アイヌ民族の伝統文化の保存、継承、振興等(アイヌ文化振興法と文化振興施策)

アイヌ民族は、和人による圧迫や明治以降の同化政策により打撃を受けながらも、独自の文化を保持、発展させて来ました。しかし、文化承継者の高齢化や生活の困難等の問題が存在しています。平成9年(1997年)に施行された、アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としています。

この法律に基づいて、北海道は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を平成11年(1999年)に策定し、アイヌ文化の保存・伝承、アイヌ文化の振興、知識の普及・啓発、理解の促進を基本的方向とする具体的事業を実施しています。また、この法律に定められた業務を行う法人として、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が平成9年(1997年)に設立され、国及び北海道から補助を受けて、文化承継者の育成、広報活動その他の普及啓発、調査研究、研究者に対する助言・助成、その他の事業を実施しています。

札幌市は、平成6年(1994年)から毎年インカルシペ・アイヌ民族文化祭を開催するとともに、平成15年(2003年)にアイヌ文化交流センターを設置し、アイヌ文化体験講座、小中高生団体体験プログラム等を実施することにより、伝統文化活動を推進し、市民とア

アイヌ民族との交流機会の確保に努めてきました。

## 5 アイヌ民族を取り巻く最近の動き

アイヌ民族は、民族の誇りをかけ、世界中の先住民族とともに様々な活動を展開してきましたが、こうした長年の努力により、平成 19 年（2007 年）9 月 13 日に国連総会において、先住民族の権利に関する国際連合宣言が、我が国も賛成して採択されました。

この宣言は、先住民族が集団又は個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められたすべての人権及び基本的自由を十分に享受することを始め、政治・経済・文化その他広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利及び自由について規定しています。

平成 20 年（2008 年）6 月 6 日、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議が、衆参両議院の本会議で、全会一致により可決されました。この決議は、政府に対し、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族として認めること、先住民族の権利に関する国際連合宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めています。また、この決議を受け、政府として初めて、アイヌ民族を先住民族と正式に表明しました。

内閣官房長官の諮問機関として平成 20 年（2008 年）7 月 1 日に設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は、平成 21 年（2009 年）7 月 29 日に、内閣官房長官に対し報告書を提出しました。この報告書では、アイヌ民族の歴史や現状を踏まえ、今後のアイヌ政策の基本的考え方として、先住民族という認識に基づく政策展開、国連宣言の意義・憲法等を考慮した政策の展開、アイヌのアイデンティティの尊重、多様な文化と民族の共生の尊重、国が主体となった政策の全国的実施をあげています。そして、具体的政策として、これまでのアイヌ文化振興政策に加えて、国民の理解の促進（教育、啓発）、広義の文化に係る政策（民族共生の象徴となる空間の整備、研究の推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興、生活関連施策）を重点として展開すべきであり、これらを実行するために必要な推進体制等を整備すべきであるとしています。

「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、アイヌ政策推進会議が平成 21 年（2009 年）12 月に設置されました。この会議は、内閣官房長官を座長とし、アイヌ民族や有識者の委員により構成され、今後、国のアイヌ政策の立案・推進について協議を行っていくこととなります。現在は、「民族共生の象徴となる空間」の整備と「北海道外アイヌの生活実態調査」の実施について、それぞれ作業部会を設置し、概ね 1 年程度をかけて検討をすすめています。



### 第3章 現状と課題

#### 1 現状

##### (1) 前計画の実施の現状

###### ア 前計画の概要

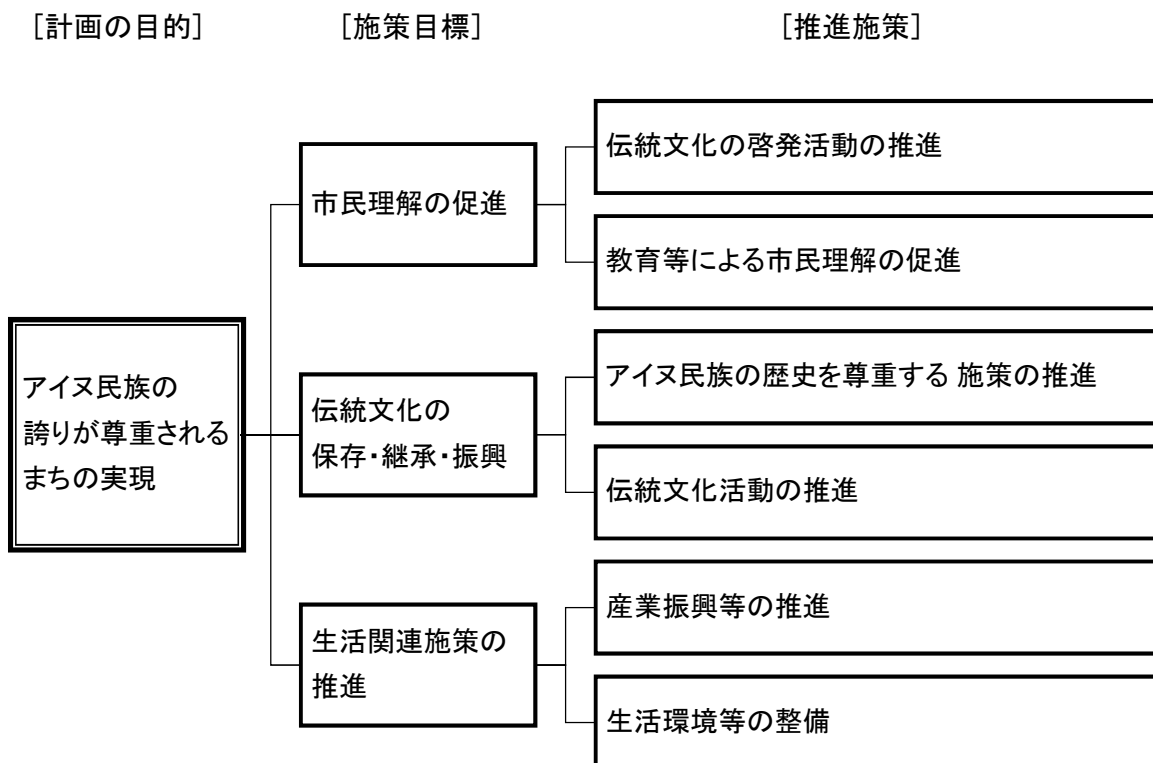
平成9年(1997年)に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されて以降、本市では同法に基づいて様々なアイヌ関連施策に取り組んできました。

その後、平成19年(2007年)の、国連総会での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択や、平成20年(2008年)の、国会での「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の採択を契機として、アイヌ施策を推進する環境は大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、平成22年(2010年)9月、概ね10年間を計画期間として、本市のアイヌ施策を総合的かつ計画的に推進していくための目的や施策目標などをまとめた「札幌市アイヌ施策推進計画」を策定しました。

この計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を計画の目的として定め、その実現に向けた施策目標や推進施策などを体系的に整理しました。

##### <前計画の体系>



## イ 施策目標 1 市民理解の促進

札幌市は、古くから居住しているアイヌ民族に加え、道内各地からアイヌ民族が転入してきた経緯がありますが、その存在や文化は十分に認識されていない状況にあります。前計画では、計画の目的「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図る上で、市民が、アイヌ民族の歴史や伝統文化を理解することが必要であり、特に児童・生徒への教育が重要と位置付けました。こうした「市民理解の促進」を図るため、イベント開催や広報・啓発活動を中心とした推進施策「伝統文化の啓発活動の推進」と、学校への施策の展開や教職員などの研修を行う推進施策「教育等による市民理解の促進」に基づいて、様々な取組を行ってきました。

### 推進施策 1 伝統文化の啓発活動の推進

#### 【主な実施内容】

##### ◆アイヌ文化体験講座の開催

アイヌ民族の伝統文化に触れ、理解を深めるきっかけづくりとして、アイヌ文化交流センターなどで、アイヌ文化を体験する講座を実施してきました。アイヌ民族の伝統に基づく刺しゅうや木彫りの体験など、様々な題材による講座を開催してきました。

##### ◆アイヌアートモニュメントの制作・展示

アイヌ民族と参加応募者の市民が、アイヌの伝統文様を配したタペストリー“アイヌアートモニュメント”の共同制作を行いました。制作した作品は、札幌駅前通地下歩行空間など様々な場所で展示し、市民や観光客がアイヌ民族の伝統文化に触れるきっかけづくりをしてきました。

##### ◆小中高校生団体体験プログラムの提供

アイヌ民族の伝統楽器の演奏や古式舞踊などの体験機会を提供するため、札幌市アイヌ文化交流センターでは、小学生から高校生までを対象とした団体体験プログラムの提供を行ってきました。平成 28 年度（2016 年度）からは、来館が困難な学校でも活用ができるよう、学校に出向いてアイヌ文化の体験機会を提供する、出前体験プログラムを開始しました。

##### ◆都心部でのイベント開催に合わせた情報発信

さっぽろ夏まつりの会場内でのアイヌミュージックライブや、さっぽろ雪まつりの関連イベント内での伝統楽器の演奏体験会など、多くの市民や観光客が集う都心部でのイベントの開催に合わせて、アイヌ民族の伝統文化に関する情報発信事業を実施してきました。

#### ◆アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」の設置

アイヌ文化への理解を深めるきっかけづくりと、道内のアイヌ関連施設の情報を発信する場として、平成 31 年（2019 年）3 月、地下鉄南北線さっぽろ駅構内に、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」を開設しました。この空間では、道内のアイヌ工芸品作家が制作した作品の展示やメインシアターでの映像上映、道内のアイヌ関連イベントの広報を行ってきました。

### 推進施策 2 教育等による市民理解の促進

#### 【主な実施内容】

#### ◆ゲストティーチャー、アイヌ教育相談員の活用

アイヌ民族をゲストティーチャーとして小学校や中学校に招き、伝統楽器の演奏や古式舞踊などの体験活動を取り入れた授業を開催してきました。また、札幌市アイヌ文化交流センターに配置したアイヌ教育相談員を派遣して、アイヌの子ども遊びやアイヌ文様の切り絵の制作などの体験学習を行う取組も実施してきました。

#### ◆副読本・映像資料の活用、民具の貸し出しなど

平成 26 年度（2014 年度）以降、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する副読本や、映像資料を授業に活用してきました。また、体験学習を支援するため、伝統楽器やアイヌ民具の貸出も行ってきました。

#### ◆職員研修の実施

教職員を対象として、アイヌ民族の歴史や伝統文化への理解を深めるための研修を実施してきました。合わせて、アイヌ民族に関する教育が正しい認識のもとに行われるよう、教職員向けに、アイヌ民族の歴史や伝統文化などに関する指導資料を作成し、授業や体験学習の参考資料として活用してきました。また、札幌市職員についても、新任課長や、平成 24 年度（2012 年度）以降は新採用職員にも対象を拡大して、研修を実施してきました。

### ウ 施策目標 2 伝統文化の保存・継承・振興

本市には、アイヌ民族の歴史を示す遺跡や埋蔵文化財などが多数存在しています。一方で、アイヌ民族の伝統文化を若い世代に継承していく環境づくりには、改善が必要な状況となっています。前計画では、計画の目的である「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図る上で、その先住民族としての歴史を尊重するとともに、伝統文化の保存や継承、振興に取り組む必要があると位置付けました。こうした「伝統文化の保存・継承・振興」の実現に向け、遺跡や埋蔵文化財の保存や活用に関する推進施策「アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進」と、アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生やアイヌ文化交流センターの活用に関する推進施策「伝統文化活動の推進」に基づいて、様々な取組を行ってきました。

## 推進施策1 アイヌ民族の歴史を尊重する施策の推進

### 【主な実施内容】

#### ◆丘珠縄文遺跡の保存

サッポロさとらんど内で発掘された、「丘珠縄文遺跡」などの保存に取り組むとともに、札幌の縄文文化の魅力を発信する遺跡公園の整備に取り組んできました。この整備の一環として、平成30年（2018年）5月に体験学習館と展示室を設置し、遺跡の紹介活動を行ってきました。

#### ◆埋蔵文化財センターの展示の見直し

平成26年度（2014年度）に行った埋蔵文化財展示室の更新に合わせ、新たにアイヌ文化期の出土資料の展示を開始するとともに、旧石器時代からアイヌ文化期に至る通史展示を行いました。

## 推進施策2 伝統文化活動の推進

### 【主な実施内容】

#### ◆アイヌ民族の伝統的な生活空間（イオル）の再生事業

アイヌ民族が自然と共生していた伝統的な生活空間「イオル」をイメージして、伝承活動に必要な自然素材の育成や、体験の場を創出する取組を行ってきました。平成24年度（2012年度）に公益財団法人アイヌ民族文化財団（旧アイヌ文化振興・研究推進機構）からこの事業を受託し、令和元年度（2019年度）からは、「アイヌ施策推進法」に基づいて行う「札幌市アイヌ施策実施プラン」の事業と位置付けて実施しています。

#### ◆札幌市アイヌ文化交流センターの運営

札幌市アイヌ文化交流センターでは、アイヌ民族の歴史や伝統文化の保存・継承・振興を行う体験型施設として、およそ300点に及ぶ民具や工芸品などを展示するほか、様々な体験イベントを開催してきました。令和元年度（2019年度）からは、センター内で、伝統工芸品の常設販売スペースを設置する取組も開始しました。

## エ 施策目標3 生活関連施策の推進

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが平成20年（2008年）に実施した「アイヌ民族生活実態調査」の結果からは、アイヌ民族と他の住民との間に、収入や教育などの面で格差が存在している状況などが明らかとなりました。前計画では、計画の目的である「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図る上で、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上が必要と位置付けました。こうした「生活関連施策の推進」を図るため、国や北海道の政策の展開を見極めながら、民芸品販売スペースの設置などを目指す推進施策「産業振興等の推進」や、生活・教育相談体制の維持などに関する推進施策「生活環境等の整備」に基づいて、様々な取組を行ってきました。

## 推進施策1 産業振興等の推進

### 【主な実施内容】

#### ◆民芸品販売スペースの設置

平成23年度（2011年度）以降、札幌駅前通地下歩行空間で、アイヌ民族が制作した民芸品の販売会を開催してきました。将来的に常設的な販売場所を設置することも視野に入れ、様々な種類の民芸品を提供し、身近なところからアイヌ民族の伝統文化に触れるきっかけづくりに取り組んできました。

#### ◆アイヌ民芸品のブランド化

令和元年度（2019年度）から、民芸品作家や商品製造業者などを対象とした調査を実施し、これまでに開催した販売会の実績を踏まえながら、アイヌ民芸品の商品開発などを行うブランド化に向けた取組を開始しました。

## 推進施策2 生活環境等の整備

### 【主な実施内容】

#### ◆アイヌ生活相談員やアイヌ教育相談員の配置

アイヌ民族からの相談に対応するため、札幌市アイヌ文化交流センターなどに、アイヌ生活相談員やアイヌ教育相談員を配置してきました。アイヌ教育相談員は、教育に関する相談を受けるほか、アイヌ民族の歴史や伝統文化を題材とした体験学習の講師としても活動してきました。

#### ◆アイヌ民族の児童・生徒への学習支援

アイヌ民族の児童・生徒を対象として、夏季と冬季の休暇期間に合わせ、教育関係者やボランティアの支援を受けながら、学習支援を行ってきました。

### (2) 意見交換会

(実施後に記載)

### (3) 令和2年度市民意識調査

(実施後に記載)

## 2 課題

### (1) 伝統文化を継承する人材の育成

前計画では、体験交流イベントの講師役を担うことや、販売会への民芸品の出品などを通じ、アイヌ民族の伝統文化を継承する人材育成の支援に取り組んできました。しかし、伝統文化に関わる活動を主たる職業とすることが難しい状況にあることもあり、継承を担う人材の育成が、十分に進んでいるとは言えない状況にあります。

### (2) アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる機会の充実

これまで様々な体験イベントの開催や、公共空間での情報発信事業を実施してきましたが、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、より多くの市民の理解を得るためには、一過性のイベントとしてではなく、こうした取組の継続的な実施が求められます。

### (3) 札幌市アイヌ文化交流センターの展示物や設備等の充実

平成15年(2007年)に開設した札幌市アイヌ文化交流センターは、現在多くの市民や観光客が訪れる施設となりました。今後も多くの方に、アイヌ民族の歴史や伝統文化に触れる場として親しまれるよう、展示内容を定期的に更新するなど、施設の魅力向上を図る必要があります。

### (4) アイヌ民芸品の常設的な販売場所の設置

これまでに開催した民芸品の販売会では、多くの販売実績が得られ、市民の、アイヌ文化への関心の高さをうかがうことができました。こうしたニーズに応え、アイヌ民芸品の作家が活躍できる場、そして、アイヌ民族の伝統文化と市民や観光客を結ぶ場として、民芸品の常設的な販売場所の設置が期待されています。

### (5) アイヌ民族の交流・継承の場の確保

アイヌ民族の交流の場として親しまれている共同利用館は、昭和53年(1978年)の開設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいます。今後も引き続き、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための場の確保が望まれています。

## 3 今後の方向性

### (1) 改定に当たっての基本的な視点

前計画では「市民理解の促進」、「伝統文化の保存・継承・振興」、「生活関連施策の推進」の3つの施策目標を掲げ、その実現に向けた様々な施策に取り組んできました。10年間の計画期間を通して成果を残してきた一方、今後も引き続き取り組んでいくことが必要となる、アイヌ民族の伝統文化の継承を担う人材の育成などの課題もあります。

令和元年(2019年)5月、アイヌ施策推進法が施行され、国や市町村が実施すべきアイヌ施策の新たな方針が示されました。

また、令和2年(2020年)に「民族共生象徴空間(ウポポイ)」が開業し、アイヌ民族の歴史や伝統文化について理解を深める上で、大きな意義を持った拠点が新たに整備されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、本計画では、前計画で定めた施策目標の基本的な枠組みは引き継ぐこととしながら、新たな施策目標を加え、計画体系の再構成を行います。合わせて、各施策は、前計画から引き続き取り組んでいくもの、今後新たに取り組むものを含め、再構成した計画体系に沿って改めて整理することとします。

## (2) 指標の設定

- ア アイヌ民族に関する認知度(令和2年度実施「市民意識調査」を基準)
- イ 札幌市アイヌ文化交流センター来館者数(令和元年度実績を基準)
- ウ 文化体験講座参加者数(令和元年度実績を基準)
- エ 体験プログラム参加学校数(令和元年度実績を基準)

## 第4章 基本理念と施策目標

### 1 基本理念

#### 「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」

前計画では、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図ることを計画の目的と定め、アイヌ民族の歴史や伝統文化に関する市民の理解を深め、その伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の生活環境の整備を図るため、様々な施策の展開に取り組んできました。

令和元年（2019年）5月に施行されたアイヌ施策推進法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。そして、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統、さらに多様な民族の共生や文化の発展について、国民の理解を深めることを趣旨として、アイヌ施策の推進を図ることなどを基本理念としています。

本市では、同法に規定する地方公共団体の責務として、この基本理念に沿ってアイヌ施策計画を策定し、実施することを通し、引き続き「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を図る必要があります。このため、本計画の基本理念は、前計画の目的を引き継ぐとともに、アイヌ施策推進法の基本理念などを加味しながら、さらなる推進に取り組んでいくこととします。

### 2 施策目標

「アイヌ施策推進法」の規定に基づいて、令和元年（2019年）9月、政府によるアイヌ施策の基本方針として「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

この基本方針では、アイヌ施策の実施に当たり、従来の文化振興施策や生活向上施策に加え、地域振興や産業振興、観光振興などを含めた施策を総合的かつ効果的に推進し、また未来志向で施策を継続的に推進することが重要とされています。

本計画の施策目標は、これまでに整理した現状や課題、そして基本方針の内容を踏まえながら、基本理念の実現に向けて、次の5つの施策目標を定め、各施策を展開していきます。

#### (1) アイヌ文化の保存・継承・振興

アイヌ民族は、生活の営みの中で使用する民具や衣服、伝統楽器の演奏や舞踊、口承文芸など様々なものについて独自の文化を築いてきました。しかし、過去の同化政策による影響など、様々な事情により、こうしたアイヌ民族の伝統文化の伝承の担い手が不足している状況にあります。



「アイヌ施策推進法」では、アイヌ文化の継承者の育成について適切な措置を講じるよう努めることを、地方公共団体の責務の一つとしています。前計画に引き続き、アイヌ民族の伝統文化を保存・継承するための支援を行うとともに、そのさらなる振興に取り組みます。

## (2) アイヌ民族に関する理解の促進

日本が近代化する過程の中で、アイヌ民族は国などの政策により過酷な労働を強いられ、一方で貧窮を余儀なくされ、さらには差別の対象とされてきました。平成 20 年（2008 年）6 月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」では、こうした歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない、としています。

本計画の基本理念を実現していくためには、これまでアイヌ民族が歴史上どのような立場に置かれ、一方でどのように独自の伝統文化を築き上げてきたのかについて、理解を深めることが重要です。前計画に引き続き、様々な施策の展開を通じ、アイヌ民族の歴史や伝統文化への理解の促進を図ります。

## (3) 地域交流等の促進

「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>」では、本市を「共生と交流により人と人がつながるまち」にすることを、「地域」分野の基本目標の一つとしています。そして、互いの文化的な違いを認め合い、地域の一員として生活する多文化共生の意識の醸成を目指すこととしています。

アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現を図るためには、様々な国籍や民族の人々との相互交流を通じ、それぞれの歴史や伝統文化を理解し合うことが重要です。市民や観光客が、身近なものとしてアイヌ民族の伝統文化を体験できるよう、地域交流などの促進に取り組みます。

## (4) 産業等の振興

基本方針では、政府が実施すべきアイヌ施策の基本的な方針として、アイヌの人々の自立を最大限支援するため、これまでの施策に加え、市町村における産業振興や観光振興の推進などを総合的かつ効果的に実施することとされています。

アイヌ民族の伝統文化が、本市の魅力の一つとして広く認知され、今後さらに産業としての観点からも発展していくよう、その振興に取り組みます。

## (5) 生活関連施策の推進

札幌市では、昭和 52 年（1977 年）からアイヌ民族の生活の安定・向上のため、住宅新築資金等の貸付を開始しました。また、昭和 53 年（1978 年）からは、札幌市生活館の設置やアイヌ生活相談員の配置による、アイヌ民族の生活支援に取り組んできました。今後も、国や北海道による施策の展開を見極めながら、引き続きこうした生活関連施策の推進に取り組みます。